

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日
翌日翌日
翌日翌日
翌日翌日)

目次
◇規則 へき地勤務医師等修学資金貸付規則

規則

へき地勤務医師等修学資金貸付規則をここに公布する。

昭和五十年七月十五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第四十四号

へき地勤務医師等修学資金貸付規則

(目的)

第一条 この規則は、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学をいう。以下同じ。)において医学又は歯学を専攻する者で、将来県内のへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事しようとするものに対し、修学上必要な資金(以下「修学資金」とい

う。)を貸し付けることにより、県内のへき地その他医療に恵まれない地域における医療の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「へき地診療所等」とは、次に掲げる医療機関をいう。

- 一 へき地診療所
- 二 医師数又は歯科医師数が全国推計平均医師数又は歯科医師数の平均を下回る人口五万人未満の市町村に所在する公的医療機関で知事が指定するもの
- 三 へき地診療所に対して定期的に医師又は歯科医師を派遣する医療機関で知事が指定するもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、無医地区を有する一以上の市町村の地域に所在する医療機関で知事が指定するもの

(修学資金の借受者の資格)

第三条 修学資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- 一 大学の医学又は歯学の専門の課程(正規の修業年限満了前四年間の課程をいう。)に在学する者であること。
- 二 将来県内のへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事しようとする者であること。

(修学資金の額等)

第四条 修学資金の額は、月額五万円とする。

2 修学資金は、第七条の規定による貸付けの決定の日の属する月から大学を卒業する日の属する月まで支給する。

3 修学資金は、毎月一月分ずつ支給する。ただし、知事が必要と認めるときは、二月分以上をまとめて支給することができる。

4 修学資金は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第五条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、修学資金貸付申請書(様式第一号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 履歴書

二 誓約書(様式第二号)

三 健康診断書

四 在学する大学の長の修学生推薦調書(様式第三号)

(連帯保証人)

第六条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、二人以上の連帯保証人をたてなければならない。

2 前項の連帯保証人は、県内に居住する者でなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第七条 知事は、第五条の修学資金貸付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、修学資金を貸し付けるべきものと認めるときは、貸付けの決定をし、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第八条 知事は、前条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者(以下「修学生」という。)が次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた日の属する月の翌月から修学資金の貸付けを打ち切らなければならない。この場合において、貸付けを打ち切る日の属する月の翌月以降の月分として既に貸し付けた修学資金があるときは、直ちに

これを返還させなければならない。

一 退学したとき。

二 学業成績又は性行が著しく不良となつたとき。

三 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

四 死亡したとき。

五 その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを休止しなければならない。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第一項の規定により貸付けを打ち切つたとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、修学生及びその連帯保証人に対し、その旨を通知しなければならない。

(修学資金借用証書の提出)

第九条 修学生(修学生が死亡したときは、その連帯保証人)は、修学資金の貸付けが終了したとき、又は修学資金の貸付けが打ち切られたときは、直ちに修学資金借用証書(様式第四号)を知事に提出しなければならない。

(貸付け金の返還)

第十条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、その該当することとなつた日から一月以内に貸付け金の全額を返還しなければならない。

一 修学資金の貸付けを打ち切られたとき。

二 大学を卒業した日から一年以内に医師又は歯科医師の免許を取得しなかつたとき。

三 医師又は歯科医師の免許を取得した後直ちにへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事しなかつたとき。

四 へき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事することをやめたとき。

五 へき地診療所等において、在職中に、死亡し、又は心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき(業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたときを除く。)

(返還債務の履行の猶予)

第十一条 知事は、修学生が次の各号の一に該当するときは、貸付金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 修学資金の貸付けが打ち切られた後も引き続き大学に在学しているとき。

二 へき地診療所等以外の病院で臨床研修(二年以内のものに限る。)を行っているとき。

三 災害、疾病その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難となつたとき。

四 その他特に理由があると知事が認めるとき。

2 前項の規定による債務の履行の猶予を受けようとする修学生は、修学資金返還猶予申請書(様式第五号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の修学資金返還猶予申請書の提出があつたときは、その

内容を審査し、審査の結果債務の履行の猶予を決定したときは、申請者に対し、その旨を通知しなければならない。

(延滞金)

第十二条 修学生は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、その延滞金額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第十三条 修学生は、次の各号の一に該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。 氏名(住所)変更届(様式第六号)

二 修学資金の貸付けを辞退するとき。 修学資金辞退届(様式第七号)

三 休学したとき、又は停学の処分を受けたとき。 休学(停学)届(様式第八号)

四 復学したとき。 復学届(様式第九号)

五 転学したとき、又は退学したとき。 転学(退学)届(様式第十号)

六 卒業したとき。 卒業届(様式第十一号)

七 へき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事したとき。

就業届(様式第十二号)

八 就業場所を変更したとき。 就業場所変更届(様式第十三号)

九 医師又は歯科医師の業務を廃止したとき。 業務廃止届(様式第十四号)

十 連帯保証人がその氏名又は住所を変更したとき。 連帯保証人氏名

(住所)変更届(様式第十五号)

2 連帯保証人は、修学生が死亡したときは、死亡届(様式第十六号)を
知事に提出しなければならない。

3 修学生は、連帯保証人が死亡したとき、又は破産宣告等連帯保証人と
して適当でない理由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、連帯保
証人変更届(様式第十七号)を知事に提出しなければならない。

(雑則)

第十四条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

様式第一号(第5条関係)

修学資金貸付申請書

姓 氏 名 殿

下記のとおり修学資金の貸付けを受けたので、連帯保証人となる者
と連帯し、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 氏 名 所 名 ⑤

記

貸付月額	
貸付希望期間	
在学大学名	
学 年	

上記申請に同意し、申請者が修学資金の貸付けを受けたときは、保証
人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 郵便番号

住 氏 名 所 名 年 月 日生 ⑤

職業 本人との関係

連帯保証人 郵便番号

住 氏 名 所 名 年 月 日生 ⑤

職業 本人との関係

様式第2号 (第5条関係)

誓約書

職 氏 名 殿

修学生として決定された上は、学業に励み、卒業後一年以内に医師（
歯科医師）の免許を取得し、へき地診療所等において医師（歯科医師）
の業務に従事することを誓います。

年 月 日

住 所
氏 名

㊤

様式第3号 (第5条関係)

修学生推薦調書

※整理番号	推薦順位	入中	位	※決定番号
(ふりがな) 氏名		住所		
在学大学	名称	所在地		
	(郵便番号 □□□□-□□)			
入学試験の総合点	満	点		
	入学者最高得点			
	入学者最低得点			
	平均	点		
	本	人	得	点
	本	人	入	学
	席	次		
成績概評				
人物概評				
その他推薦の 参考事項				

職 氏 名 殿
上記の者は、人物学業成績ともに優秀で、身体強健であり、貴県の修学
生として適当な者と認め、推薦します。
年 月 日
大学長 ㊤

様式第4号 (第9条関係)

修学資金借用証書

職 氏 名 殿

借用金額 金 円也

私は、修学生として上記の額の修学資金の貸付けを受けました。ついでには、へき地勤務医師等修学資金貸付規則の規定及び返還明細書に従い、滞りなく貸付金を返還します。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名 氏 名 ④

私達は、上記の者が修学生として修学資金の貸付けを受けましたので、上記の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名 氏 名 ④
郵便番号 □□□□-□□□□
住 所 氏 名 氏 名 ④

様式第5号 (第11条関係)

修学資金返還猶予申請書

職 氏 名 殿

修学資金の返還の猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。
年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名 氏 名 ④

連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名 氏 名 ④

連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所 氏 名 氏 名 ④

記

決定番号	第	号
借 受 額		円
希望の返還猶予期間	年	月 から
理 由		

様式第6号(第13条関係)

氏名(住所)変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり氏名(住所)を変更しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

㊤

記

決 定 番 号	第	号
変更事項	旧氏名(住所) 新氏名(住所)	(郵便番号□□□□-□□) (郵便番号□□□□-□□)

様式第7号(第13条関係)

修学資金辞退届

職 氏 名 殿

下記の理由により、修学資金の貸付けを辞退します。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住 氏 名 所 名

連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□

住 氏 名 所 名

連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□

住 氏 名 所 名

㊤

記

決 定 番 号	第	号
在学大学名		
借 受 済 期 間	年 年	月分から
借 受 済 総 額		円
辞 退 理 由		

様式第8号 (第13条関係)

休学(停学)届

職氏名職

下記のとおり休学(停学)しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名

㊤

記

決定番号	第	号
在学大学名		
学 年	第	学年
休学(停学)期間	年 年	月 月
理 由		日から 日まで

上記のとおり相違ありません。

大学長

㊤

様式第9号 (第13条関係)

復学届

職氏名殿

下記のとおり復学しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住所

氏名

㊤

記

決定番号	第	号
在学大学名		
学 年	第	学年
復学開始日	年 年	月 月
休学開始日	年 年	月 月

上記のとおり相違ありません。

大学長

㊤

様式第10号 (第13条関係)

転学 (退学) 届

職氏名殿

下記のとおり転学 (退学) しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

記

㊤

決定番号	第	号
転学(退学)時の大学名		
転学(退学)時の学年	第	学年
転学(退学)期日		
転学先大学	名称	
	所在地	(郵便番号□□□□-□□)
転入学期日及び学年		
理由		

様式第11号 (第13条関係)

卒業届

職氏名殿

下記のとおり卒業しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

記

㊤

決定番号	第	号
大学名		
卒業期日		

上記のとおり相違ありません。

大学長

㊤

様式第12号 (第13条関係)

就 業 一 届

職 氏 名 殿

下記のとおり医師 (歯科医師) として就業しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住 所 氏 名

記

就 業 施 設	名 称	
	所在地	(郵便番号 □□□□-□□)
職 種		
就 業 期 日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

雇用主 氏名

㊟

様式第13号 (第13条関係)

就 業 場 所 変 更 届

職 氏 名 殿

下記のとおり就業場所を変更しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住 所 氏 名

記

決 定 番 号	第 号	
変 更 期 日	年 月 日	
就 業 施 設 の 名称及び所在地	新	(郵便番号□□□□-□□)
	旧	(郵便番号□□□□-□□)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

雇用主 氏名

㊟

様式第14号 (第18条関係)

業務廃止届

職 氏 名 殿

下記のとおり医師 (歯科医師) の業務を廃止したので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

記

㊤

決定番号	第	号
就業施設	名称	(郵便番号□□□□-□□)
	所在地	
職 種		
業務廃止の期日		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

雇用主 氏名

㊤

様式第15号 (第18条関係)

連帯保証人氏名 (住所) 変更届

職 氏 名 殿

下記のとおり連帯保証人が氏名 (住所) を変更しましたので、お届けします。

年 月 日

修学資金貸付 第 号
決定番号 □□□□-□□

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住 所
氏 名

記

㊤

旧氏名 (住所)	(郵便番号□□□□-□□)
新氏名 (住所)	(郵便番号□□□□-□□)

様式第16号 (第13条関係)

死亡届

職氏名殿

下記の修学生が死亡しましたので、戸籍抄本を添えてお届けします。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

記

氏名	
決定番号	第 号
在学大学又は就業施設 の名称及び所在地	
死亡期日	
死亡原因	

様式第17号 (第13条関係)

連帯保証人変更届

職氏名殿

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、お届けします。

年 月 日

修学生 郵便番号 □□□□-□□

住所 氏名

記

旧保証人	住所	(郵便番号□□□□-□□)
	氏名	
新保証人	住所	(郵便番号□□□□-□□)
	氏名	
	生年月日	
	職業	
本人との関係		
変更期日		
変更の理由		

修学資金の返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月五百円(送料を含む。)】